

令和3年度第6回石垣市教育委員会9月定例会会議録

日時 令和3年9月24日(金)  
午後2時00分開会  
午後3時10分閉会  
場所 石垣市教育委員会事務局ホール

出席者 【教育長及び教育委員】

教 育 長	石 垣 安 志
教育長職務代理者	金 城 綾 子
委 員	浦 内 克 雄
委 員	大 道 夏 代
委 員	南 和 秀

【教育委員会事務局等職員】

教 育 総 務 課 長	仲 間 千 加 史
学 務 課 学 務 係 長	村 山 信 太 郎
学 校 教 育 課 長	前 三 盛 敦
いきいき学び課長	吉 村 安 史
文 化 財 課 長	石 垣 克 治
市 史 編 集 課 長	大 濱 憲 二
博 物 館 長	砂 川 栄 秀
学校給食センター所長	成 底 広 敏
図 書 館 長	久 原 道 代
教育総務課企画調整係長	内 原 正 勝
教育総務課企画調整係主任	平 得 航 二 郎

傍聴人 報道関係者2名(八重山毎日新聞、八重山日報)

議事

- (1) 議案第33号 石垣市立学校職員のハラスメント防止等に関する指針の承認を求めることについて
- (2) 議案第34号 石垣市立学校職員ハラスメント相談員設置要綱の制定について
- (3) 議案第35号 臨時代理の承認を求めることについて(桃原用昇奨学給付金規則の一部を改正する規則)
- (4) その他

開会 午後2時00分

石 垣 教 育 長 | 皆さんこんにちは。2学期も始まり、秋風が心地良く吹いておりますね。また、新型コロナウイルスの感染者数も落ち着いてきたのか減少傾向にあ

	ります。各学校の方でも、規模縮小しながら運動会を実施しております。それではこれより、令和3年度第6回石垣市教育委員会9月定例会を開会します。はじめに、会議の傍聴についてお諮りしたいと思います。本日の議事については、公開とすることとしてよろしいですか。
各 委 員	はい。
石 垣 教 育 長	それでは、本日の会議は公開といたします。傍聴人の方は、石垣市教育委員会会議傍聴人規則に定める傍聴人の遵守事項を遵守してください。次に、会議録の承認についてであります。前回の第5回8月定例会の会議録について、質疑、訂正等がありますか。
各 委 員	(なし。)
石 垣 教 育 長	それでは、8月定例会の会議録については、承認としてよろしいですか。
各 委 員	はい。
石 垣 教 育 長	次に、今回の会議録署名人について、今回は金城委員と浦内委員を指名します。よろしいですか。
金城・浦内委員	はい。
石 垣 教 育 長	次に、一般報告に入ります。質疑応答は全員の報告が終わった後にまとめて行います。金城委員より順に報告をお願いします。
金城教育長職務代理者	8月20日、令和3年度沖縄県市町村教育委員会連合会の第2回理事会が開催予定でしたが、書面決議に変更となりました。議案第1号は、市町村研修会の開催方法の変更について、議案第2号は、令和4年度の連合会負担金の2割減額について、議案第3号は、令和4年度の総会及び分科会について、議案第4号は、令和5年度の文教施策とその予算措置に対する要請事項の取り組みについてでした。報告は以上です。
石 垣 教 育 長	ありがとうございました。次に南委員よろしくお願いいいたします。
南 委 員	今回、一般報告は特にありません。
石 垣 教 育 長	ありがとうございました。次に浦内委員よろしくお願いいいたします。
浦 内 委 員	私も、報告事項はございません。
石 垣 教 育 長	ありがとうございました。次に大道委員よろしくお願いいいたします。
大 道 委 員	一般報告はございません。
石 垣 教 育 長	ありがとうございました。次に、教育長の日程報告です。 (教育長日程報告 令和3年8月31日～9月24日)
	それでは、先程の各委員の報告について、質疑はありますか。
各 委 員	(なし。)
石 垣 教 育 長	続いて議事日程の決定についてですが、議事日程については、原案どおりとしてよろしいですか。
各 委 員	はい。
石 垣 教 育 長	それでは議事に入ります。まずはじめに、議案第33号石垣市立学校職員のハラスメント防止等に関する指針の承認を求めることについて及び議案第34号石垣市立学校職員ハラスメント相談員設置要綱の制定についての2件併せて、事務局より提案、説明をお願いします。
教育総務課長	提案・説明
石 垣 教 育 長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
金城教育長職務代理者	校長の責務について質問ですが、セクハラ、パワハラ、マタハラ、モラハラ等々、ハラスメントは多岐にわたります。各種に共通しているのは自分より立場の弱い人に対する行為だと思いますので、学校のトップである校

長の責任は大変重いものだと思います。また、被害者としても声を上げにくい  
ため、ハラスメント防止の難しさというものがあると思います。校長の責務  
の中に、学校内のハラスメント防止担当者や防止組織を設ける項目を追加  
してはいかがでしょうか。ハラスメントにも校内で解決できるケースと教  
育委員会まであがってくるケースがあるかと思います。この件についてど  
のように考えますか。

教育総務課長 他市の状況を確認したところ、各学校にハラスメント相談員を配置して  
いる市もございます。事務局においても検討しましたが、最初から各学校に  
相談員を配置するには、どうしても学校現場での体制づくりが必要となり  
ますので、教育委員会だけで判断するには難しい部分がございます。この  
件につきましては、労働安全衛生委員会にて協議した上で検討していき、  
必要となった場合には改正をしていきたいと考えております。

金城教育長職務代理者 学校現場にハラスメント相談員を配置するには、時間を要すると思  
いますので、例えば、教育相談や人権教育等に乗合わせるような形をとったり、  
徐々に進めていただければと思います。

教育総務課長 ハラスメントは個別のケースにより多岐にわたりますので、この指針をも  
ってすべてが解決できるものとは考えておりません。指針を今回策定した  
上で、実施しながら必要に応じて改正をしていきたいと考えております。

金城教育長職務代理者 わかりました。

石垣教育長 他に質問はありませんか。

浦内委員 指針を策定することについては良いことだと思いますが、私も金城委員が  
仰ったような、相談体制について気になっております。パワハラを受けた  
人間は精神的に非常に弱っているところだと思います。そうした弱っている  
ときに誰に相談をすればいいのか、どうしたらいいのか悩んでる間にも  
パワハラを受け続けてしまいます。学校内なら誰々に相談、学校外なら教  
育委員会の誰々に相談するといった具体的な窓口を示していただかない  
と。是非とも指針を策定しましたら、具体的な相談窓口について教職員に  
示していただきたいなと思います。

教育総務課長 まずは教育委員会内に相談窓口を設置し、学校職員に対してハラスメント  
相談窓口の体制について周知していきたいと思います。

浦内委員 教育委員会の責務の中にも職員に対して指針の周知徹底を図らなければ  
ならないとありますが、教職員に対してどのように周知をしていくのか教  
えてください。

教育総務課長 基本的には、教育長名により各学校の校長あてに指針の策定と周知の徹底  
について通知し、全職員に周知を促していく考えであります。また、指針  
だけでなく今回の資料のようなフローチャート図も作成しておりますの  
で、資料についても全教職員が供覧できるようにしていきたいと考えてお  
ります。

石垣教育長 他に質問はありませんか。

大道委員 ハラスメントが起きた場合の対応も大事ですが、ハラスメントを起こさな  
いことが一番大事だと思います。ハラスメントの未然の防止として、教  
育委員会の責務にもあります「職員の意識の啓発及び知識の向上を図る」  
ことが最も力を入れるべき項目だと思っております。教職員向けのハラス  
メント防止の研修会の開催やハラスメント事例等のリーフレット配布など、  
ハラスメント未然防止策を講じていただきたいと思います。

教育総務課長	研修会については法律でも明記されておりますので、次年度から教職員を対象とした研修会の開催を計画していきたいと思っております。
石垣教育長	指針施行日の10月1日には校長研修会がありますので、その中でも各校長に周知していきたいと思っております。他に質問はありませんか。
南委員	仮に職員が校長からハラスメントを受けた場合に、その相談を校長にするわけにはいかないですね。職員はまずどこに相談するのか。教育委員会の責務の中に、相談窓口について明確に記載した方がいいのではないのでしょうか。
教育総務課長	指針の中ではハラスメント防止に関する方向性や概要、各責務をうたっておりますが、ハラスメント相談の詳細については、議案第34号の石垣市立学校職員ハラスメント相談員設置要綱に規定しております。相談員は、教育総務課長と学校教育課長のほか、それぞれの課の職員から教育長が任命いたします。ハラスメント相談員が確定した際には、相談員は誰々ですといったお知らせを各学校に通知したいと思っております。
南委員	教職員がわかりやすいように、どこどこの誰々に相談できると明確に周知をお願いいたします。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
金城教育長職務代理者	相談窓口を教育委員会に置くということですが、ハラスメントを受けた方は校長を通さずとも教育委員会に相談ができるわけですね。相談窓口が学校内にあれば、学校組織で被害者を守り、解決に向けて対応できると思うのですが。
教育総務課長	ハラスメント相談員は教育委員会に設けますが、実際の相談は、教育委員会に直接相談もできますし、学校長に相談もできます。校長の責務としても学校内のハラスメントを把握した場合は、教育委員会への報告義務が生じますので、学校長に相談された場合でも必ず教育委員会に報告が来ることとなります。どちらの場合でも、教育委員会がハラスメントを確認することができますので、また、教育委員会はハラスメント調査をすることができますので、必要に応じて調査を実施していくこととなります。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
浦内委員	例えば保護者や業者といった職員以外の方からハラスメントを受けた場合はどのような対応となるのですか。
教育総務課長	今回の指針と要綱の内容では、職員がハラスメントを行った場合について規定しております。被害者側ではなく加害者側が職員の場合の禁止事項を設けております。仮に職員以外からハラスメントを受けた場合については、学校組織又は教育委員会として別に対応していくこととなります。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
大道委員	相談員の配置についてですが、教育総務課と学校教育課の職員を充てるということですが、その相談員の選任はもう済んでいるのですか。
教育総務課長	選任はまだです。ハラスメント相談員については、今回の議決をいただいてから任命したいと考えております。
石垣教育長	石垣市職員のハラスメント相談については既にスタートしており、教育委員会内にも相談員を配置しております。今回の議案は、学校職員のハラスメント対応についての提案であります。それでは、他に質問はありませんか。
南委員	少し気になる文言があるのですが、指針の趣旨において「職員の勤務能率

	の発揮を目的」とありますが、「勤務能率の発揮」という表現は正しいですか。発揮ではなく向上とかそういった文言が正しいのではないのでしょうか。
教育総務課長	趣旨の文言につきましては、石垣市職員ハラスメント防止等規程の文言を引用しております。また、勤務能率の発揮という文言は、地方公務員法でも使用されております。
石垣教育長	学校職員のハラスメント防止については、各委員からも色々なご提言がありました。指針は10月1日に施行いたしますが、学校内での相談窓口などのハラスメント防止策については、今後とも必要に応じて指針を改正しながら進めていきたいと思っております。それでは、議案第33号石垣市立学校職員のハラスメント防止等に関する指針の承認を求めることについて及び議案第34号石垣市立学校職員ハラスメント相談員設置要綱の制定については、それぞれ承認、原案可決としてよろしいですか。
各委員	はい。
石垣教育長	それでは次に、議案第35号臨時代理の承認を求めることについて（桃原用昇奨学給付金規則の一部を改正する規則）、事務局より提案、説明をお願いします。
教育総務課長	提案・説明
石垣教育長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
金城教育長職務代理者	資料の新旧対照表ですが、改正前のみだしが「奨学生の資格」、改正後のみだしが「申請手続」となっておりますが、こちらのみだしも改正されるのですか。
教育総務課長	申し訳ありません。資料が誤りです。改正後においても「奨学生の資格」でありまして、こちらは改正前、改正後で変更はありません。資料を訂正いたします。
石垣教育長	他に質問はありませんか。
浦内委員	奨学生の募集が始まっているとのことですが、現時点で問い合わせは来ているのですか。
教育総務課長	貸付型・給付型含めて奨学金の申し込みについての問い合わせは何件もありましたが、桃原用昇奨学金の申請条件に関する問い合わせはありません。
大道委員	規則を改正前に戻したということですが、今後、寄附者と調整されて、さらにまた改正するといった予定はあるのですか。
教育総務課長	それについては、選考委員のご意見を伺った上で判断された方が良いとの寄附者のお考えがありますので、現時点では予定しておりません。
大道委員	奨学生の募集については新聞にも掲載されておりますので、この申請条件の変更については、どのように周知していくのですか。
教育総務課長	9月13日より奨学生の募集を開始しているところでありますが、本日承認をいただきましたら、各高校の進路指導部に桃原用昇奨学給付金におきましては、日本学生支援機構等の他の奨学給付金との併用が認められなくなったということで、急ぎお知らせをしたいと思っております。なお、石垣市の奨学給付金におきましては、先月に議決いただいたとおり、併用を認める形で引き続き募集をしております。この点も周知していきたいと思っております。
南委員	既に臨時代理されたということで、本件を認めないわけではありません

が、事務局が寄附者の意向を確認しなかったということで、手続き上の瑕疵とまではいえませんが、教育委員会会議で決定したことがこのような形で覆すことができるとなると、様々なことに影響が出てしまうと思います。事務局としても規則に基づき仕事をしているわけで、子ども達のためを思っただけの改正だったかと思っています。どちらが本当に子ども達にとって良いのかという部分に私は今でも気になっております。臨時代理に対して不承認をするわけではありませんが、教育委員会会議で決めたものに対する教育委員会の姿勢、責任を持つべきだと思います。規則や規程等に基づいて手続きをしておりますので、手続的に瑕疵がなければ、教育委員会として責任を持って決定した事項についてはそのまま進めていくべきだと私は思っております。

教育総務課長

ありがとうございます。今後の進め方につきましても、事務局で改めて検討していきたいと思っております。

大道委員

寄附者としましても子ども達のために1億円という大変高額な寄附をされており、また、事務局もこれまで申請ができなかった子ども達のために、条件緩和という子ども達を思っただけの規則の改正だったかと思っています。どちらも子ども達のためにという思いは強いと思います。寄附者と事務局の信頼関係があってこそその桃原用昇奨学金だと思いますので、誠意を持って対応するのが良いと思います。規則を元に戻すのは仕方ないと思いますが、事務局が本当に良いと思っただけ規則改正を提案したのであれば、きちんと説明して、子ども達のために活用をしてもらいたいと思っております。

教育総務課長

ありがとうございました。

石垣教育長

桃原用昇さんより故郷の子ども達のためにということで、1億円という高額な寄附をいただきました。またその他にも、竹富町、与那国町を含めた八重山の小中学校に対しても図書寄贈を数多くいただいております。奨学基金につきましても、石垣市の子ども達のために有効に活用したいということで、私達も応募者が増えるようにという考えでの改正案でありましたが、桃原さんへの連絡に不足していた点があったかと思っています。今後、奨学金の運用については、教育委員会としてしっかりと連携を取ってやっていきたいと思っております。他に質問はありませんか。

各委員

(なし。)

石垣教育長

それでは、議案第35号臨時代理の承認を求めることについて(桃原用昇奨学給付金規則の一部を改正する規則)は、承認としてよろしいですか。

各委員

はい。

石垣教育長

次に、その他についてですが、事務局よりその他の報告はありますか。

教育総務課長

今回、その他について、特に報告事項はありません。

石垣教育長

それでは議事については以上となります。最後に各課報告をお願いします。

各課等の長

(配付資料に基づき報告)

石垣教育長

ただいまの各課の報告について、質疑はありますか。

各委員・関係課長

(質疑応答あり)

石垣教育長

それでは、これで令和3年度第6回石垣市教育委員会9月定例会を閉会いたします。皆さまどうもお疲れさまでした。

閉会 午後3時10分